

○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第43号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づく事務の適正な執行に必要な事項を定めることにより、市民の個人情報の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 住民等 各区の住民基本台帳に現に記録されている者、各区が保存する削除された住民票に記録されている者又は各区が作成した戸籍の附票（全部が削除された戸籍の附票を含む。）に記録されている者</p> <p>(2) 法第11条の2等の請求 法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第12条第1項に規定する住民票の写し等の交付の請求、法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付の請求その他規則で定める請求</p> <p>(3) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>（ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護）</p> <p>第3条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと区長が認めたもの（以下「被害者」という。）又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第2号及び第4号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と<u>同一の住所を有する者</u>に係る法第11条の2等の請求を拒否するよう区長に求めることができる。</p> <p>(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第4条第1項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為若しくは同法第5条に規定する禁止命令等を受けた者が行った当該禁</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づく事務の適正な執行に必要な事項を定めることにより、市民の個人情報の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 住民等 各区の住民基本台帳に現に記録されている者、各区が保存する削除された住民票に記録されている者又は各区が作成した戸籍の附票（全部が削除された戸籍の附票を含む。）に記録されている者</p> <p>(2) 法第11条の2等の請求 法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第12条第1項に規定する住民票の写し等の交付の請求、法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付の請求その他規則で定める請求</p> <p>(3) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>（ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護）</p> <p>第3条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと区長が認めたもの（以下「被害者」という。）又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第2号及び第4号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と<u>同一世帯に属する者</u>に係る法第11条の2等の請求を拒否するよう区長に求めることができる。</p> <p>(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第4条第1項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為若しくは同法第5条に規定する禁止命令等を受けた者が行った当該禁</p>

止命令等を受ける原因となった行為又はストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）第2条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第1項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為

- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する保護者がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲げる行為
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第10条に規定する保護命令を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為
- (4) 前3号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で区長が認めたもの

2 区長は、被害者又は監護者から前項の規定による求めがあったときは、規則で定める期間、同項の当該行為を行った者からの請求を拒否することができる。

3 区長は、現に被害を受けていない住民等であっても、規則で定める関係機関からの通知により、生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害する行為を受けるおそれがあると認められる者（以下「準被害者」という。）からの申出により、当該準被害者に当該行為を行うおそれがあると認められる者からの、当該準被害者及びその者と 同一の住所を有する者 に係る法第11条の2等の請求を期間を定めて拒否することができる。

4 区長は、前2項の規定による法第11条の2等の請求の拒否をするため必要があると認めるときは、関係機関に対し照会等を行うことができる。

5 次に掲げる者に係る法第11条の2等の請求が行われたときは、区長は、当該請求を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該請求者が請求者本人であることを確認するものとする。

- (1) 被害者及びその者と 同一の住所を有する者 で、第2項の請求の拒否が認められたもの
- (2) 準被害者及びその者と 同一の住所を有する者 で、第3項の請求の拒否が認められたもの

（本人確認情報等の漏洩等に対する緊急措置）

第4条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報若しくは

止命令等を受ける原因となった行為又はストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）第2条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第1項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為

- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する保護者がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲げる行為
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第10条に規定する保護命令を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為
- (4) 前3号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で区長が認めたもの

2 区長は、被害者又は監護者から前項の規定による求めがあったときは、規則で定める期間、同項の当該行為を行った者からの請求を拒否することができる。

3 区長は、現に被害を受けていない住民等であっても、規則で定める関係機関からの通知により、生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害する行為を受けるおそれがあると認められる者（以下「準被害者」という。）からの申出により、当該準被害者に当該行為を行うおそれがあると認められる者からの、当該準被害者及びその者と 同一世帯に属する者 に係る法第11条の2等の請求を期間を定めて拒否することができる。

4 区長は、前2項の規定による法第11条の2等の請求の拒否をするため必要があると認めるときは、関係機関に対し照会等を行うことができる。

5 次に掲げる者に係る法第11条の2等の請求が行われたときは、区長は、当該請求を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該請求者が請求者本人であることを確認するものとする。

- (1) 被害者及びその者と 同一世帯に属する者 で、第2項の請求の拒否が認められたもの
- (2) 準被害者及びその者と 同一世帯に属する者 で、第3項の請求の拒否が認められたもの

（本人確認情報等の漏洩等に対する緊急措置）

第4条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報若しくは

住民票記載事項の漏洩若しくは不正行為（以下「漏洩等」という。）があると認めるとき、又は漏洩等を防止するための対策が必要であると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者（以下「国等」という。）と連携しながら、本市に係る住民基本台帳ネットワークシステムの一時停止等必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合には、国等との連携を行わずこれらの措置をとることができるものとする。

（事務処理の基準）

第5条 市長は、この条例に定めるもののほか、市民の個人情報の保護を図るため、住民基本台帳に係る事務の適正な処理に関する基準を定めるものとする。

（行政手続条例の適用除外）

第6条 この条例の規定により区長が行う処分については、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第2章の規定を適用しない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 【略】

住民票記載事項の漏洩若しくは不正行為（以下「漏洩等」という。）があると認めるとき、又は漏洩等を防止するための対策が必要であると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者（以下「国等」という。）と連携しながら、本市に係る住民基本台帳ネットワークシステムの一時停止等必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合には、国等との連携を行わずこれらの措置をとることができるものとする。

（事務処理の基準）

第5条 市長は、この条例に定めるもののほか、市民の個人情報の保護を図るため、住民基本台帳に係る事務の適正な処理に関する基準を定めるものとする。

（行政手続条例の適用除外）

第6条 この条例の規定により区長が行う処分については、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第2章の規定を適用しない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。